

台風第18号による 被害に遭われた皆さまへ

9月17日の午後、台風18号が愛媛県に最も接近した影響で、町内でも近年まれにみる非常に激しい雨が降りました。満潮時刻と重なったことと相まって、重信川では戦後最高水位となる5.65メートルを観測したほか、長尾谷川でも氾らんのおそれがあるところまで水位が上昇するなど、町内各所において、床上浸水などの被害が発生しました。

被害に遭われた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。また、短時間に土のうの要請が集中したことから、一部、要請に対応できない事態となりました。心からおわび申し上げます。

今回の事態を教訓とし、「安全安心のまちづくり」の強化を図ってまいります。今後とも、町民の皆さんのご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

松前町長 **岡本 靖**

愛媛県獣医師会実施 町で申請受け付け 野良猫(地域猫)の避妊手術を支援します



愛媛県獣医師会では、殺処分される野良猫を減らすため、避妊手術を無料で行います。
なお、申請の受け付けは、役場でを行います。

▼対象猫 生後6カ月以上の雌の野良猫
▼実施頭数 県内で約100頭
※応募多数の場合は選考し、11月中旬ころまでに結果を送付します。

▼申し込み方法 印鑑(朱肉を使うもの)を持参し、町民課生活環境係にお越しください。
▼申込期間 10月2日(月)～10月31日(火)
●町民課生活環境係
愛媛県獣医師会
☎985-4117
☎948-5367

町県民税・各種保険料(税)の特別徴収 10月から本徴収が始まります

町県民税・各種保険料(税)を特別徴収(年金天引き)で納めている人は、10月から本徴収が始まります。今まで普通徴収(納付書や口座振替)で納めていた人も、10月から特別徴収が始まる人もいます。
対象となる人には、6～7月に通知書を送っていますので確認してください。特別徴収は翌年度以降も引き続き行われ、平成30年度4・6・8月に納める額は、29年度2月に納める額と同額です。
町県民税の徴収額については、公的年金に係る29年度税額の6分の1相当額となります。

支払月	29年度						30年度		
	4	6	8	10	12	2	4	6	8
徴収区分	仮徴収 または 普通徴収						特別徴収 (仮徴収) 29年度2月に納める額と同額 ※町県民税は公的年金に係る29年度税額の1/6相当額		

●保険課保険料係(介護保険料・後期高齢者医療保険料)
☎985-4227

10月16日から22日の行政相談週間に合わせ 特別行政相談所を開設します

行政への苦情や要望などを中立的に解決に当たるのが行政相談です。相談無料で、秘密は厳守します。

【特別行政相談所(今回のみ)】
▼日時 10月18日(水) 10時～15時
▼場所 東公民館

▼相談員 行政相談委員 三好健二さん、鶴家澄成さん
【定例の行政相談所(月1回)】
まさきお役立ちカレンダーで、日程を確認してください。
●総務課危機管理係
☎985-4103

精神障がい者に対する 路線バス運賃割引が始まりました

9月1日から県内の路線バスで、精神障がい者に対する運賃割引が始まりました。詳細は、各事業所にお問い合わせください。
▼対象者 精神障がい者保健福祉手帳(1～3級)所持者本人
▼割引率 運賃を50%割引
【注意事項】
・割引を受けるには、本人確認のため、写真を貼付した精神障がい者保健福祉手帳が必要です。
・写真付きの手帳に変更を希望する場合は、福祉課障がい福祉係で手帳の再交付申請をしてください。

対象路線(高速バス、特急バスやリムジンバスなどは除く)

- ・伊予鉄道株式会社(伊予鉄南予バス株式会社含む)
- ・宇和島自動車株式会社
- ・瀬戸内運輸株式会社(瀬戸内海交通株式会社、せとうち周桑バス株式会社含む)
- ・ジェイアール四国バス株式会社

●福祉課障がい福祉係
☎985-4112

国民年金保険料 離職による特例免除制度をご利用ください

離職により保険料を納めることができない人は、納付が免除される「特例免除制度」が利用できます(世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者が所得要件を満たしている必要があります)。
申請を希望する人は、次のものを持参して、年金事務所か町民課で手続きをしてください。
【持参物】①雇用保険受給資格者

証か雇用保険被保険者離職票
②年金手帳
③本人確認できる身分証
※学生はこの制度を利用できません。学生納付特例制度を利用してください。
●松山西年金事務所国民年金課
町民課住民係
☎925-5175
☎985-4106

インフルエンザ予防接種 を受けよう

接種後、抵抗力がつくまで2週間程度かかるといわれていますので、12月中旬までに受けることをおすすめします。次に該当する人には、接種費用を助成します。

<64歳以下の国民健康保険加入者>

- ▶助成対象者 接種日に国保税の滞納がない世帯に属し、町税を滞納していない人(右記◎は除く)
- ▶助成方法 医療機関で接種後、費用の一部を口座振替で支払い
- ▶助成額 1人 1,000円(1,000円未満のときは実費)
- ▶助成回数 年度内1人1回
- ▶請求期限 3月31日◎
- ▶請求に必要な物 ①領収書(予防接種名、接種者の氏名、料金などが明記してあるもの) ②保険証 ③印鑑(朱肉を使うもの) ④世帯主と接種した人のマイナンバーが分かるもの
- ▶申請方法 請求に必要な物を持って、保険課医療保険係にお越しください。

<65歳以上の人>

◎60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障がい者手帳1級相当)がある人を含む

- ▶助成対象者 町に住民票のある人
- ▶助成方法 県内の協力医療機関に予約して接種し、個人負担のみ支払い。
- ▶個人負担 1,000円(生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金は不要。事前に福祉課で必要書類をもらってから接種に行ってください)
- ▶助成回数 下記期間内 1人1回
- ▶助成期間 10月15日◎～12月31日◎
- ▶接種時に必要な物 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの(◎に該当する60～64歳の人は、身体障がい者手帳または医師の診断書)

(64歳以下の国保加入者の接種のこと)
●保険課医療保険係 ☎985-4107
(65歳以上の接種のこと)
●健康課保健センター係 ☎985-4118

◆健全化を判断する比率（単位：％）

指標	松前町	早期健全 (国の基準) イエローカード	財政再生 (国の基準) レッドカード	備考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.22	20.0	3億3,896万3千円の黒字
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金 の不足額)の割合)	—	19.22	30.0	17億1,161万6千円の黒字
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	9.3	25.0	35.0	前年度 10.0%
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	81.1	350.0		前年度 81.0%

※ 実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、「—」で表示されます。

◆資金不足の比率（単位：％）

区分	資金不足比率	経営健全
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業 特別会計	—	

※ 資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示しています。上記事業は、事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

このように健全な町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組めます。

985-4101

平成28年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

平成28年度 松前町財政健全化指標
町の財政は健全です

【解説】松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体（公営企業については経営健全化団体）とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。

コースが新しくなります
松前町ふれあい健康マラソン大会参加者募集

毎年この時期に開催している「ふれあい健康マラソン大会」ですが、今年から、塩屋海岸沿いのコースを、松前町ホッケー公園を中心としたコースに変更して行います。種別や距離などは、これまでと同じです。

申し込み方法 社会教育課、松前公園、文化センター、東・西・北公民館にある申込書に必要事項を記入し、各窓口へ提出してください。

- 日時 11月26日(日) 9時～
- 小雨決行(予備日12月10日)
- 集合場所 松前町ホッケー公園(鶴吉118番地1)
- コース 松前町ホッケー公園周辺の3コース
- 種別
 - ①ふれあいコース(約2km)
 - ・小学生男子の部(4年生以上)
 - ・小学生女子の部(4年生以上)
 - ・中学生女子の部
 - ・ファミリーの部
- ※小学3年生以下は、ファミリーの部に親子で参加してください。
- ②ふれあいコース(約3km)
- ・中学生男子
- ③挑戦コース(約5km)
- ・高校生以上の男女
- 参加資格 町内に在住、在勤、在学している健康な人



平成29年度 松前町臨時職員募集(再募集)

職種区分	勤務先	勤務内容	募集人員	免許・資格など	勤務時間	勤務日	賃金
保育士 F	保育所 松前ひまわり保育所 黒田保育所 小富士保育所	保育所での 保育業務	若干名	保育士 資格	8時30分～ 17時15分 (④12時30分まで) (早出・遅出勤務あり)	月～土 (勤務表の割 振りによる週38 時間45分勤務)	180,000円/月
パート 保育士 I	二名保育所 白鶴保育所				7時から、または 19時(④13時) まで、4～6時 間で応相談	月～土 (応相談)	1,105円/時

共通事項

- ▶年齢要件など 18歳以上60歳位までで地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- ▶任用期間 6カ月任用し、6カ月以内で更新予定。最長で3年以内(勤務実績によっては、更新しない場合があります)。
- ▶申込期間 随時(定員になり次第締め切ります)
- ▶任用決定 面接選考
- ▶面接場所 松前町役場庁舎
- ▶面接予定日 別途連絡
- ▶申し込み方法 履歴書(写真添付の市販のもの)の左上枠外に「職種区分(アルファベット)」を明記し、免許・資格証の写しまたは免許・資格取得見込証明書を添えて、郵送してください(持参可)。
- ※ 携帯電話番号など昼間の連絡先を明記してください。
- ▶申込先・問い合わせ 〒791-3192 松前町大字筒井631番地 松前町役場総務課職員係 ☎985-4113



介護予防講座
2nd Life University
参加者募集

老後も今の元気な生活を送っていきたい人を対象に、健康づくりや介護予防の講座を行います。

- ▶日程 10月31日(火)、11月7日(火)・22日(火)、12月5日(火)・19日(火)、1月9日(火)・23日(火)、2月6日(火)
- ※詳細は、受講決定者にお知らせします。
- ▶時間 9時30分～12時
- ▶場所 福祉センター2階集会室
- ▶対象 65歳から74歳の人で、教室の内容を自宅で実践する意志があり、おおむね全日程の参加ができる人

- ▶内容 足腰の筋力維持・向上、お口の健康、認知機能低下予防、バランスの良い食事、薬の正しい取り扱いなど
- ▶講師 理学療法士、管理栄養士、薬剤師など
- ▶定員 40人(先着順。定員に満たない場合、講座途中でも募集を受け付けます)
- ▶申し込み方法 電話申し込み



▲足腰の筋力維持・向上のため体操を行います ▲実演を交えながら、介護予防を学びます

- ▶申込先・問い合わせ 健康課地域包括支援センター係 ☎985-4205

10月1日は浄化槽の日です

「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法などを定めた浄化槽法が、昭和60年10月1日に全面施行されたことにより制定されました。

▼浄化槽の適正な維持管理を

合併浄化槽は、町の水環境保全のために重要な施設です。微生物が分解する働きを利用して、台所やトイレなどから出る汚水をきれいにしています。

現在販売している合併浄化槽の性能は、単独浄化槽に比べ格段によくっており、下水処理場の二次処理と同程度の処理ができます。

しかし、適正な維持管理を行わないと、汚れた水が流れ出します。

管理者は、法律で義務付けられている①保守点検②清掃③法定検査を忘れずに行いましょう。

●公益社団法人愛媛県浄化槽協会

☎ 925-2661

▼浄化槽設置整備事業補助金

町は、下水道事業認可区域外の地域で合併浄化槽を設置するときに、工事の一部を補助しています。詳しくは、お問い合わせください。

●問 上下水道課業務係

☎ 985-4126

飲用井戸の設置者の皆さんへ 井戸水の管理・検査をしましょう

不適切な井戸水の飲用で健康を損なうことがあります。次の点に気を付けて、適正に井戸水の管理しましょう。

▼井戸の衛生的な管理を

井戸やその周辺には、みだりに人や動物が入らないようにし、周辺の点検を定期的に行って、清潔保持に努めましょう。

▼水質検査を行いましょう

・水の色、濁りや味、臭いなどに注意し、年1回以上、水質検査を受けましょう。

・異常があれば飲用を中止し、水質検査を行って安全を確認しましょう。

●問 県立衛生環境研究所

☎ 931-8757

●愛媛県総合保健協会

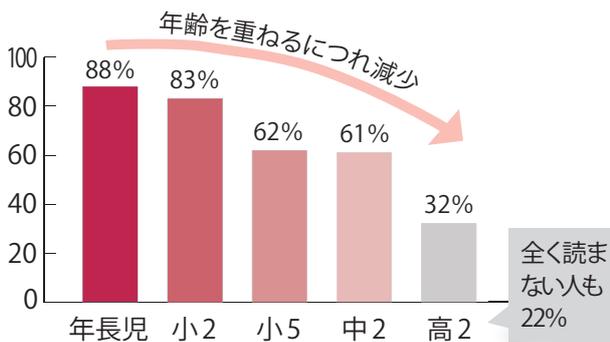
☎ 987-8206

子どもたちは家庭で 本を読んでいますか

町は、子どもたちがより豊かに生きていく力を育むため、「子ども読書活動推進計画」を策定しています。

その計画を策定するために行ったアンケートを基に、町内の子どもたちの読書状況を紹介します。

▶家庭での週1回以上、読書をしている子どもの割合



左のグラフを見ると、年齢を重ねるにつれ読書離れが進んでいることが分かります。

今回策定した計画では、幼稚園、保育所や小中高校をはじめ、ふるさとライブラリーや地区公民館が連携して、子どもたちが豊かな読書活動を行えるよう本の種類や本と触れ合えるイベントなどを充実させていくこととしています。

それらに加えて大事なことは、「家庭での読書環境」です。本の感想を言い合うなど親子で共に読書に親しむことが、読書意欲を高めることにつながります。

10月27日からは、秋の読書週間です。この機会に、親子で読書を楽しみませんか。

※ 計画は、町のホームページに掲載しています。

●問 社会教育課生涯学習係

☎ 985-4135

